

新旧対照表

○神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則

新				旧			
別表第1（第9条関係） 1～9（略） 10 <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定に基づく許可</u> 11～22（略） 別表第2（第12条関係）				別表第1（第9条関係） 1～9（略） 10 <u>宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定に基づく許可</u> 11～22（略） 別表第2（第12条関係）			
図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
(略)				(略)			
擁壁の背面 図	擁壁の高さ（ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第1条第4項</u> に規定する擁壁の高さをいう。以下同じ。） 、鉄筋の位置及び寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	50分の1 以上		擁壁の背面 図	擁壁の高さ（ <u>宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第1条第5項</u> に規定する擁壁の高さをいう。以下同じ。） 、鉄筋の位置及び寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	50分の1 以上	
(略)				(略)			
別表第3（第14条関係） 土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状の基準（1） 土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状（他の場所への搬出を目的とするものを除く。以下この表において同じ。）は、次に定めるとおりとする。 1（略） 2 擁壁 （1）～（5）（略） （6）間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次のアからカまでに適合していること。 ア 盛土ののり面に設置する擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（ <u>宅地造</u>				別表第3（第14条関係） 土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状の基準（1） 土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状（他の場所への搬出を目的とするものを除く。以下この表において同じ。）は、次に定めるとおりとする。 1（略） 2 擁壁 （1）～（5）（略） （6）間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次のアからカまでに適合していること。 ア 盛土ののり面に設置する擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（ <u>宅地造</u>			

新

成及び特定盛土等規制法施行令第1条第4項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。以下同じ。)が、次の表の擁壁の勾配及び高さの区分の欄に応じ、擁壁の下端部分の厚さの欄に掲げるものに適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが40センチメートル以上となっていること。

擁壁の勾配	擁壁の高さ	擁壁の下端部分の厚さ
70度を超え75度以下	2メートル以下	50センチメートル以上
	2メートルを超え3メートル以下	70センチメートル以上
65度を超え70度以下	2メートル以下	45センチメートル以上
	2メートルを超え3メートル以下	60センチメートル以上
	3メートルを超え4メートル以下	75センチメートル以上
65度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
	2メートルを超え3メートル以下	50センチメートル以上
	3メートルを超え4メートル以下	65センチメートル以上
	4メートルを超え5メートル以下	80センチメートル以上

イ～カ (略)

(7) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年政令第393号)第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令第14条の規定により国土交通大臣が認めた擁壁については、(1)から(5)まで及び(6)(カを除く。)の基準に適合するものとみなす。

(8)・(9) (略)

旧

成等規制法施行令第1条第5項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。以下同じ。)が、次の表の擁壁の勾配及び高さの区分の欄に応じ、擁壁の下端部分の厚さの欄に掲げるものに適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが40センチメートル以上となっていること。

擁壁の勾配	擁壁の高さ	擁壁の下端部分の厚さ
70度を超え75度以下	2メートル以下	50センチメートル以上
	2メートルを超え3メートル以下	70センチメートル以上
65度を超え70度以下	2メートル以下	45センチメートル以上
	2メートルを超え3メートル以下	60センチメートル以上
	3メートルを超え4メートル以下	75センチメートル以上
65度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
	2メートルを超え3メートル以下	50センチメートル以上
	3メートルを超え4メートル以下	65センチメートル以上
	4メートルを超え5メートル以下	80センチメートル以上

イ～カ (略)

(7) 宅地造成等規制法施行令第14条の規定により国土交通大臣が認めた擁壁については、(1)から(5)まで及び(6)(カを除く。)の基準に適合するものとみなす。

(8)・(9) (略)